

參議院運輸委員會會議錄第七號

昭和三十七年二月二十日(火曜日)

午後一時四十分開會

本日委員野溝勝君、相澤重明君及び中村順造君辞任につき、その補欠として、小酒井義男君、安田敏雄君及び荒木正三郎君を議長において指名した。

委員長 理事
村松久義君

説明員

海上保安庁
警備救難監　松野　清秀君

○ 港域法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○ 船舶職員法の一部を改正する法律案（第三十九回国会内閣提出）（継続案件）

○ 委員長（村松久義君）　ただいまより
委員会を開会いたします。

本日の会議に付した案件

件)

ます委員の変更について御報告いた
します。

○委員長(村松久義君) 次に、港域法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(村松久義君) 速記を始め
て。

これより質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

國務大臣

政府委員
運輸大臣

政府委員

運輸大臣官房
運輸省海運局
運輸省船員局

常任委員會専門員 古谷 善亮君

第十部 運輸委員會會議錄第七號

昭和三十七年一月二十日

參議院

○説明員(桜野清春君) 去る十二日の朝、東京港内で発生しました太洋海運産業所有の真照丸千五百六十三トンと

点は、ちょうど航路の幅が約百六十メートルである。しかも今度の衝

し、狭いところでは百数十メートルの航路幅でござりますし、また、港内も相当幅狭しておりますので、従来からこの東京港内におきましては、船舶の航行あるいは入出港等につきまして、若干の規制を加えて参つておるのでござりますが、今回軽快、こしまして地

なお、この衝突の原因につきましては、もちろん海上保安庁におきましても調査はいたしておりますが、まだ結果論は出ておりません。

大阪商船株式会社所の白雲丸一千一百七十八トンとの衝突事件につきまして、まず経過の概要を御説明申し上げます。

当時、真照丸のほうは、これは東京港の晴海埠頭に向けまして入港の途上にあつたのでございまするが、これと、当時東京の晴海埠頭から出港の途上にありました白雲丸とが、十三日の午前七時ごろ東京港の第二台場と第五台場の間に衝突いたしました。真照丸のほうは、その水路の第五台場寄り、つまり西側のほうに沈没いたしましたのでござります。幸いにして人命には異常はなかつたのでございますが、若航路障害になつておる状態でござります。

員會會議錄第七號

九三

突によりまして、真照丸のほうが沈没船付近でございましたために、航路幅が約百メートルくらいに狭くなつております。そういうような関係で、従来から航行なつて参つておりますいろいろな範囲上あるいは出入港に関する規制を若干強化して現在に至つておる次第でござります。なお、この真照丸につきましては、今船主のほうで日本サルベージと契約をいたしまして、日本サルベージが除去に当たつておりますが、目下のところ四月の上旬くらいまではかかるといふうに聞いております。しかし、いずれにしましても、航行を阻害する状態にありますので、できるだけ除去作業を急いでいたゞくまでござります。大体経過は今申し上げましたとおりであります。

おきましでは、千トン以上の船につきましては、原則として夜間入港は禁止されておりませんけれども、しかし状況によりましては港長がこの夜間入港を許可できることがあります。それで、事実そのようになっておったのでございますが、この事件以後におきましては、船舶の航行の安全上やむを得ませんので、三百トン以上の船につきましては、全面的に夜間入港を禁止しておるという状況になつております。それから雑種船につきましては、別に従来何ら規制がなかつたのでございますが、沈没地点付近が非常に狭くなりましたので、そうした雑種船につきましては、その付近では航路の東側——つまり航路内の航行を禁止しまして——航路の東側を通るよう規定をいたしておる次第でございます。大体従来と変わつておりますのはその程度でございます。

○説明員(松野清秀君) 従来夜間入港も許可しておりますが、従来の実績では大体一日二隻から五隻程度夜間入港の数があつたわけでございますが、その程度でございますので、夜間入港を全面的に禁止しましても大した影響はない、かように考えております。事実そういう状態にあると思います。

なお、船舶状況について申しますと、現在大体毎日平均四十隻程度であろうと思います。これも一番ピークは昨年の十月ごろで、七八、八十隻あつたわけござりますが、その後自然に減ってきておるのでござりますが、大体今までござる程度といふことで、この事件によりまして航行管制を強化しましたために、非常に船込みに影響しているというふうには見ておりません。しかし、できるだけそういう意味におきまして航行管制を強化するとしましても必要最小限度にしたい、こういう方針で対処いたして参りたいと思います。

○大倉精一君 最近港域内といいますか、区域内において船舶の接触なり衝突事件がちょいちょいあると聞いておるので、こういう事故に対する将来の対策、担当はどこかわかりませんけれども——対策について、この際お聞かせ願えませんか。

○説明員(松野清秀君) 東京港についてみましても、従来こういうような事

件はちょっと私どもの記憶にはないの

でございますが、確かに狭い所では海難が起こりやすいわけであります。

で、特に東京港等につきましては相当な、平常時におきましても港則法並びに関係法令によりまして相当の規制を

加えておるわけでありまして、した

○委員長(村松久義君) 大倉君。

とともに、台風常襲地帯に加え特殊土じ
より地帶であるため、建設行政に多大
の困難を伴つてゐる。しかも、今日の
市町村行財政は、なんぶんにも国の施
策が基本となつてゐる現状であるか
ら、本県の特殊性に鑑み、昭和三十七
年度国家予算の審議に当つては、(一)
現在国において十箇年計画で改修に着
手している鹿児島港湾改修事業の年度
別事業費を増額して早期完成を図ること
と、(二)地方港湾改修事業の国庫補助
率四割を、重重港湾改修事業同様五割
に引き上げるとともに、五箇年計画を
短縮して事業の拡大を図り、もつて整
備の促進を期すること、等特段の配慮
をせられたいとの諸願。

昭和三十七年二月二十二日印刷

昭和三十七年二月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局